

第33号様式（第25条関係）
（その1）

年 月 日
<p>鹿児島県知事 殿</p> <p style="text-align: center;">管理者 住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">診療用放射線照射装置備付届</p> <p>別紙のとおり，診療用放射線照射装置を備えたいので，医療法第15条第3項の規定により届け出ます。</p>

この届出を報告してよろしいか。						保 健 所 受 付 印	
所 長		起 案		取扱 区分			
		月 日	起案者	分類 記号			
				保存 期間		保 健 所 決 裁 印	
年 月 日						保 健 所 発 送 印	
課長 殿							
保健所長							
診療用放射線照射装置備付届について(報告)							
別紙のとおり，届出がありました。							

別紙のとおり，報告がありました。	
係 長	係

課 受 付 印	
------------------	--

(その2)

1 施設	病院又は診療所の名称			
	所在地			
2 装置に関する事項	製作者名			
	型式			
	個数			
	装備する放射性同位元素の種類及び数量	種類		
数量		Bq		
3 従事する者に関する事項	氏名	職種	放射線診療に関する経歴	
4 予定使用開始時期		年 月 日		
5 診療用放射線照射装置の放射線障害の防止に関する構造設備の概要	放射線源の収納容器のしやへい措置：照射口閉鎖時の1mの距離において空気カーマ率 70 μ Gy/時		以下・超える	
	二次電子ろ過板		有・無 (理由)	
	照射口開閉用遠隔操作装置		有・無 (理由)	
6 診療用放射線照射装置使用室の放射線障害の防止に関する構造設備の概要	主要構造部等の構造		耐火構造・不燃材料	
	天井、床及び周囲の画壁の外側における実効線量が1 mSv/週以下となるしやへい措置		有・無 (理由)	
	出入口の数		通常出入口 箇所 非常口 箇所	
	放射線発生時の自動表示装置		有・無	
	使用室の標識		有・無	
7 貯蔵施設の放射線障害の防止に関する構造設備の概要	貯蔵施設の種類		貯蔵室・貯蔵箱	
	貯蔵施設の外部における実効線量が1 mSv/週以下となるしやへい措置		有・無 (理由)	
	出入口の数		通常出入口 箇所 非常口 箇所	
	外部に通じる部分の閉鎖設備又は器具		有・無	
	貯蔵施設である旨の標識		有・無	
	受皿、吸収材等による汚染の拡大防止設備		有・無	
	貯蔵室	主要構造等の耐火構造		有・無 (理由)
		特定防火設備に該当する防火戸		有・無
	貯蔵箱等の耐火構造		有・無	
	貯蔵容器	1 mの距離における実効線量が100 μ Sv/時以下となるしやへい措置		有・無
標識		有・無		
貯蔵する放射性同位元素の種類及び数量の表示		有・無		

8 運搬容器の放射線障害の防止に関する構造設備の概要	1mの距離における実効線量が $100\mu\text{Sv/時}$ 以下となる運搬容器のしやへい措置		有・無	
	運搬容器の標識		有・無	
	運搬する放射性同位元素の種類及び数量の表示		有・無	
9 放射線治療病室の放射線障害防止に関する構造設備の概要	天井、床及び周囲の画壁の外側における実効線量が 1mSv/週 以下となるしやへい措置		有・無 (理由)	
	放射線治療病室の標識		有・無	
	内部の壁、床等の汚染が除去しやすい構造		有・無	
	内部の壁、床等の表面が平滑で、気体・液体の浸透及び腐食を防止する措置		有・無	
10 診療用放射線照射装置使用室の放射線障害の防止に関する予防措置の概要	管理区域	管理区域のしやへい	管理区域の境界における実効線量 $1.3\text{mSv}/3\text{月}$	以下・超える
		さく等の立入制限措置		有・無
		標識		有・無
	敷地の境界・その他	注意事項の掲示		有・無
		敷地内居住区域及び境界における防護	敷地内居住区域及び境界における実効線量 $250\mu\text{Sv}/3\text{月}$	以下・超える
		入院患者の被ばく防止	入院患者（診察による被ばくを除く。）の実効線量 $1.3\text{mSv}/3\text{月}$	以下・超える
		放射線診療従事者等の被ばく防止	外部被ばくを低減する措置 従事者等の被ばく線量測定器	有・無 有・無

添付書類

- 1 診療用放射線照射装置使用室及び放射線治療病室の平面図及び側面図
- 2 しやへい計算書